



自転車社会の環境改善を目指して No.16

『自転車ルール教本』の制作

文

特定非営利活動法人 自転車活用推進研究会 会員
持続可能な地域交通を考える会 (SLTc) 代表 井坂 洋士
特定非営利活動法人 自転車活用推進研究会 会員
日本一周自転車旅人/指定自動車教習所指導員 高橋 大一郎

事務局： 〒 141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 自転車総合ビル 4階
TEL 080-3918-2932
URL <http://www.cyclists.jp/>

「ルール教本」制作に至るまで

我が国では元々都市部を中心に自転車が盛んに利用されているが、2011年3月の東日本大震災以降、自転車利用はさらに加速した。すると今まで抱えていた矛盾が噴出、ルールの不徹底やそもそも走行空間が乏しいことが社会問題化したのを受け、同年10月25日に警察庁が「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」という通達を出し、各都道府県警察に周知した。これが転機となり、自転車政策は大きく動き出そうとしている。

ところが、本連載8回目で指摘している通り、2013年2月、川崎市幸区塚越にて子どもを乗せたお母さんが狭い歩道を自転車で通行している時にバランスを崩し、後ろから来た自動車に轢かれたお子さんが亡くなるという悲惨な事故が起きてしまった。自動車という免許が必要な危険物を操縦する者はあらゆる事態に万全を期すべきだが、一方で子育て中のお母さんが狭い歩道を通らざるを得ないクルマ優先の道路構造や、そもそも自転車の正しい走り方を習得する機会の乏しさを改めて痛感させられた。

しかも、自動車への規制強化や自転車レーンの整備といった抜本的

な対策は遅々として進まない。先月の本連載にあるように、我が国では「クルマ脳に染まりきったニセ常識」が横行しており、自転車利用者や歩行者の安全確保を最優先に考えず、むしろ自動車の円滑な走行を優先する傾向がある。多くの自転車利用者にはにべもなく、クルマに脅えながらの生活を余儀なくされている。

こうした状況で我々にできることは何かを考えた結果、『自転車ルール教本』の制作に取り組むこととした。

本書の特徴

我々市民団体が自転車ルール教本を制作するにあたっては、**自転車利用者による、自転車利用者のための教本であることにこだわった。**

自転車の乗り方は、電車の乗り方や買い物の仕方などと同様、生活に欠かせない知識として親から子へと教えるものだが、残念ながらその親がルールを知らないのが現状だ。

しかも、行政等が作る教材は普段自転車に乗らない人が法律論だけで書いている場合や、複雑怪奇な法律を事細かに説明しているような分かりにくい物が少なくない。そ

こで、「**自転車は車両**」という筋を貫きつつ、**市民目線で分かりやすい自転車教育が必要**と考え、この『教本』を作るに至った。

指定自動車教習所の指導員であり、自らは全国一周するほど自転車に乗っている高橋が監修を務め、企画・進行・DTP作業は井坂が担当した。イラストレーターのノナカさんには皆さんに親しみやすく、分かりやすい挿絵と表紙を描いていただいた。資金面は「かわさき市民公益活動助成金」の支援を受けつつ、スタッフは手弁当のボランティアで携わり、約5ヶ月で発行までたどり着いた。

おかげさまで大好評

本冊子は4500部印刷し、8月下旬より配布を始めた。イベント会場や市民活動支援施設はもちろん、川崎市内の図書館や一部商店街のご協力も得て、市内を中心に無料配布し



『市民のための自転車ルール教本
安全に走るための3ポイント』
監修 高橋 大一郎
イラスト ノナカ ユキエ
持続可能な地域交通を考える会 編
A5判 フルカラー 中綴じ 12p
PDF版 ⇒ <http://slt.jp/rulebook>



た(一部市外でも配布したが、助成金の性格上、市外配布分は印刷費相当額のご負担をお願いしている)。

おかげさまで、市内外より大変なご好評をいただき、在庫はみるみる減っていった。3ヶ月が経った11月下旬の時点で在庫はほぼ底をついており、嬉しい悲鳴とともに来年度に向けた準備に着手している。

本書の構成

この『教本』が従来の教材と異なる最大の特徴は「自転車は車両」という筋を貫いた点にある。自転車は車両として走行する際に特に大事な3ポイントに絞って構成している。

ポイント①「車道左側を走る」

これが、自転車が車両として走る際の大前提になる。逆走が自転車の事故の大きな要因となっているが、歩道通行を前提にしていると、肝心の「左側通行」すら教えられない。すなわち、行政による自転車教育では、本来大前提になるはずの「左側通行」からすでに行き詰まっていた。

ポイント②「存在と行動を知らせる」

車道を走るとは、自動車などの他の車両と車道をシェアすることであり、他の車両とコミュニケーションを取ることが重要になる。従来の歩道通行を前提とした教材や「自転車安全利用五則」では、この視点が欠落している。



『自転車ルール教本』より抜粋

ポイント③「自動車もルールを守る」

現状の自動車教育では、車道を走る自転車にどう対応するか十分に教えられておらず、歩行者や自転車などの保護にとって極めて重要な速度制限や駐停車禁止といったルールが守られていない状況にある。自動車の運転者にも、自転車は車両なのだ意識させる必要がある。

自転車教育の進め方

教育はまず大人からと考えている。「子どもへの教育から」という意見も正論だが、子どもは大人を見て育つから、まずは大人がデタラメな走り方をしている現状を改め、大人が手本を見せる必要がある。

本来は警察官が「自転車は車両」という筋を貫き、颯爽と車道左側を走れば市民の良い手本になるのだが、残念ながらまだ多くの警察官が歩道通行しており、あまり好ましくない手本になってしまっているようだ。

また、一部の市民だけで自転車教育をしていくには限度がある。「自転車は車両」という筋を貫いた自転車教育に賛同して下さる方々の協力が必要だ。

指導者の育成

来年度も本事業を継続実施すべく検討を重ねているが、『教本』の改良に加え、下記により、ルール教育ができる人を増やしていきたい。

■ 指導要領

教える立場の専門家向けの教本にあたる資料を用意し、自転車教育を

担う人を増やしていきたい。

市民活動に携わる人、自動車学校の指導員、自転車に携わる企業などの利用を想定しているが、もちろん警察や自治体などの行政、学校などの教育機関でも活用してもらいたい。

■ 交通ルール指導の映像

教本を使った交通ルール指導の様子が分かる映像を撮影・公開することで、指導のコツを掴みやすくする。

■ フィールドワーク

車道走行の経験に乏しい市民にも実際に車道を走ってもらいながら、他の車両とのコミュニケーションなども含めたコツを掴んでもらえる機会を増やしていきたい。



今年度試行したフィールドワークの様子

来年度事業に協力を

上記のような事業展開を検討しているが、ルール教育は一朝一夕で出来るものではなく、多くの皆様のご賛同と、継続的なご協力が欠かせない。まずは来年度発行する教本へのご協賛・広告等の提供や配布を検討していただける方、ルール教育に取り組んでいただける方を募集している。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<http://sltc.jp/rulebook>

PP

「自転車検定」を始めました



インターネットで、いつでも受験できる「自転車検定」サイトを設けました。無料のお試し検定も行っています。自転車活用推進研究会のホームページ<<http://www.cyclists.jp/>>からどうぞ。